

議案第194号

舞洲ヘリポート条例の一部を改正する条例案

舞洲ヘリポート条例（平成9年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。
別表着陸料の項中「1,575円」を「1,620円」に、「3,150円」を「3,240円」に、
「1,050円」を「1,080円」に改め、同表停留料の項中「525円」を「540円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の舞洲ヘリポート条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

舞洲ヘリポートの利用料金の上限額を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

舞洲ヘリポート条例 (抄)

別表 (第14条関係)

区 分	利 用 料 金
着 陸 料	1 最大離陸重量が1トン以下のヘリコプター 着陸1回につき <u>1,575円</u> 1,620円
	2 最大離陸重量が1トンを超え6トン以下のヘリコプター 着陸1回につき <u>3,150円</u> 3,240円
	3 最大離陸重量が6トンを超えるヘリコプター 着陸1回につき <u>3,150円</u> に最大離陸重量が6トンを超える部分1トンま 3,240円 でごとに <u>1,050円</u> を加算した額 1,080円
停 留 料	1時間を超える停留時間1時間までごとに <u>525円</u> 540円